

I. はじめに

I-1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとはウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生しています。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。

また、未知の感染症である新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性があります。

このような社会的影響の大きな感染症が発生した場合には、国家的な危機管理としての対応が必要とされます。

このため、国は、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。)を定めました。

特措法は、国、地方公共団体、指定(地方)公共機関¹、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。)等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものです。

I-2. 取組の経緯

本市におけるこれまでの新型インフルエンザ対策については、平成 17 年(2005 年)に国の策定(平成 23 年(2011 年)9 月改訂)した「新型インフルエンザ対策行動計画」並びに平成 21 年(2009 年)4 月に福岡県が策定(平成 24 年(2012 年)年7月改訂)した「福岡県新型インフルエンザ対策行動計画」を基本に、地域における感染症対策の中核的機関である嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所や直方鞍手医師会及びその他の医療機関(以下「直方鞍手医師会」という)と連携を図り実施してきました。

I-3. 宮若市行動計画の策定

平成 25 年(2013 年)4 月に特措法が施行されたことを受け、今回、本市では、特措法第8条に基づき、政府が定めた「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(以下「政府行動計画」という。)や福岡県が定めた「福岡県新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「県行動計画」という。)を基にし、学識経験者の意見を聴いて、「宮若市新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「市行動計画」という。)を策定しました。本計画は新型インフルエンザ等感染症が発生した場合における宮若市の対策の基本的な考え方や実施する主な措置等を示すとともに、発生した感染症の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものです。

市行動計画の対象とする感染症(以下「新型インフルエンザ等」という。)は、以下のとおりです。

¹指定公共機関は、日本銀行、日本赤十字、NHK等の公的機関や医療、医薬品、医療機器の製造販売及び電気又はガスの供給、輸送、通信、その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの。
指定地方公共機関は指定公共機関以外で、知事の指定するもの。

- ・ 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症(以下「新型インフルエンザ²」という。)
- ・ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

なお、鳥インフルエンザ(鳥から人に感染したもの)は、特措法の対象ではないものの、国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対応については、政府行動計画の参考「国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策」によることとします。

市行動計画は、平成 25 年(2013 年)に作成された政府行動計画や県行動計画並びに現在までに判明している事実に基づいて記載していますが、随時新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れる必要があること等から適時適切に変更を行います。

² 感染症法第6条第7項第2号に規定する再興型インフルエンザを含みます。